

## 土測協通信 (第160)

### 27年度に始まる事業促進業務(総合監理型)と事業促進業務(総合技術型)について

国営事業所職員が業務や工事の発注前に事前に処理していた地元説明・了解取り付け・関係機関協議・用地調整等の作業や協議交渉を、事業所の指導のもと、受注企業が事業所と一緒にになって担当処理する**新しい2タイプの業務**が検討されています。

### 27年度に始まる事業促進業務(総合監理型)と事業促進業務(総合技術型)について

国営事業所等は、27年度から新しい2タイプの業務発注を行うことを検討しています。定員削減や熟練技術職員の退職による人員不足や受発注者の負担増が懸念されています。このため、今までは国営事業所職員が業務や工事の発注前に事前に処理していた地元(自治体、集落、地権者等)説明・了解取り付け・関係機関協議・用地調整等の作業や協議交渉を、事業所の指導のもと、受注企業が事業所と一緒にになって担当処理する**新しい2タイプの業務**が検討されています。国営事業を円滑に実施促進していく上で民間企業の協力が一層必要な時代になったと言えます。協会会員が担っている設計や用地補償等について、このタイプの業務を受注した企業は、従来以上に地元関係者と深く関わり事業所職員的に活動して業務を実施することになります。

その一つのタイプが**事業促進業務(総合監理型)**です。この業務を受注した企業の担当者チーム(設計、施工管理、用地調整等を担当する業務受注企業の職員で構成)が**事業所に常駐**し、事業所から別途発注されている調査・測量・設計業務や土木工事に関する調整・管理・地元説明・関係機関協議・用地調整等を行うものです。従来の現場技術(補償)業務に比べ、より高度で難しく、事業所職員的な役割を受注企業も担う業務です。

もう一つのタイプが**事業促進業務(総合技術型)**です。実施設計業務等と併せてその設計業務に係る地元説明・関係機関協議・測量・用地調整・積算参考資料作成等の作業が含まれ、地元調整等を含め一括一体的に受注企業が担う業務です。従来の実施設計等の業務では、これに係る地元調整等は事業所職員が事前に処理していましたが、その部分を実施設計業務等を含めて受注企業が担当するものです。なお、この場合受注企業の担当者は、**事業所に常駐して業務をする必要はない**というものです。

これら新しい業務タイプは、設計・測量・用地・施工管理等多分野の業務を一括発注するため、JV(共同企業体)を構築して参加することが増える可能性があります。また、それぞれの分野が独立かつ相互に関連しているので特定の分野を責任が曖昧な下請けに出すことはなじまないとも言えます。用地や測量・地元調整・地元関係機関協議等は、地域に密着した作業ですので、国営事業所所在の県内に本社があること等の**地域要件**を課す可能性もあります。新たな業務形態ですから**過去の国営受注実績評価の影響が少なく**可能性もあります。今後、県営事業にも応用される可能性があります。当協会会員におかれましては、事業促進業務とりわけ(総合技術型)について、地域コンサルである特長を活かし、積極的に挑戦し、早く**国営事業所における実績**を作っていくことが重要だと考えます。

\*\*\*\*\*

公益社団法人 土地改良測量設計技術協会

〒105-0004 東京都港区新橋5 - 3 4 - 4 農業土木会館 1 F

TEL : 03-3436-6800 FAX : 03-3436-4769

ホームページ <http://www.sderd.or.jp> E-mail : [sderd@sderd.or.jp](mailto:sderd@sderd.or.jp)

\*\*\*\*\*